

社会福祉法人土淵朗親会役員等報酬規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人土淵朗親会（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条等に基づき、理事、監事、評議員及び相談役（以下「役員等」という。）の報酬等の支給について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬を支給する。

(1) 役員等が評議員会又は理事会の会議に出席したときは、日額報酬 15,000 円を支給する。

(2) 役員等が法人業務に従事したときは、日額報酬 10,000 円を支給する。

2 前項の場合において、法人の役員等の費用弁償に関する規程に基づき、役員等に対して、その費用を弁償する。

(報酬等の支給方法)

第3条 役員等に対する報酬は、会議への出席又は法人業務に従事した都度、支給する。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第4条 この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議によるものとする。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会決議を経て、別に定めるものとする。

附則

1 この規程は、平成29年7月1日施行する。

2 この規程の施行に伴い、役員報酬規程（平成16年9月4日制定）は、廃止する。